

松環地第427号
令和7年1月20日

太陽光発電設備所有者又は発電事業者 各位

松本市長 臥雲 義尚
(担当：環境エネルギー部)

太陽光発電設備の維持管理状況等に関する定期報告のお願い

松本市では、令和6年4月1日に「松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例」(以下「本条例」という。)を施行しました。本条例では、条例第21条の規定により、対象の太陽光発電設備に対し、毎年度、維持管理状況等について定期報告を行うことを義務付けています。(条例施行以前に発電を開始した設備も対象です。)

別紙の対象確認表において、所有している又は発電事業を行っている太陽光発電設備が本条例の対象であるかご確認いただき、対象である場合は、以下に沿って報告をお願いします。

記

1 報告期間

令和7年1月20日(月)から令和7年2月28日(金)まで
※郵送の場合は、上記期間必着

2 報告内容

施行規則第10条に定める様式第16号により以下を報告願います。

- (1) 発電事業に係る太陽光発電設備等の前年度の維持管理の状況
- (2) 撤去費用の確保の状況

3 報告方法

- (1) インターネットでの報告(推奨)

下記リンク先にアクセスし、必要事項を回答してください。

回答先URL：<https://logoform.jp/f/vECxf>



QRコード

- (2) メールでの報告

松本市ホームページ※から様式第16号をダウンロードし、必要事項を記入の上、回答先メールアドレスまで送付してください。

回答先メールアドレス：s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp

- (3) 郵送での報告

松本市ホームページ※から様式第16号をダウンロードし、必要事項を記入の

裏面につづく

上、下記宛先・住所まで送付してください。(窓口にお持ちいただいても構いません。)

宛先：松本市役所 環境・地域エネルギー課

住所：〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

※様式ダウンロード先

URL：<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/51/126949.html>



QRコード

(担当)

環境・地域エネルギー課

鈴木、笠原、堀口

電話：0263-34-3268